

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 7 号

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し並びに同項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 8 号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 1 6 条の 2 第 1 項の移動端末設備をいう。以下同じ。）」を、「第 4 2 条第 2 項」の次に「又は第 5 9 条の 3 第 2 項」を加え、「入力すること」を「入力し、又はこれに代わる認証を行う方法」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の場合において、利用することができる個人番号カード又は移動端末

設備は、公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれている移動端末設備に限るものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月3日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第29号

伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例

伊勢崎市福祉作業所条例（平成17年伊勢崎市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、伊勢崎市あずま福祉作業所」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月3日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第30号

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅設置条例（平成17年伊勢崎市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表第2伊勢崎市安堀改良住宅の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢崎市営住宅管理条例の一部改正)

2 伊勢崎市営住宅管理条例（平成17年伊勢崎市条例第170号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 改良住宅の管理（第40条—第41条）」を「
第4章 従前居住者用住宅の管理（第42条—第45条）」

第3章 従前居住者用住宅の管理（第40条—第44条）」に、「第5章」を「第4章」に、「第46条—第54条」を「第45条—第53条」に、「第6章」を「第5章」に、「第55条—第61条」を「第54条—第60条」に、「第7章」を「第6章」に、「第62条—第66条」を「第61条—第65条」に、「第8章」を「第7章」に、「第67条—第70条」を「第66条—第69条」に、「第9章」を「第8章」に、「第71条・第72条」を「第70条・第71条」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第3号中「、エ又はオ」を「又はエ」に改め、同号中エを削り、オをエとする。

第3章を削る。

第42条第2項及び第3項中「第2章、第8章及び第9章」を「前章、第7章及び第8章」に改め、第4章中同条を第40条とし、第42条の2を第41条とする。

第43条中「第42条第2項」を「第40条第2項」に改め、同条を第42条とする。

第44条第2項中「第42条」を「第40条」に改め、同条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第46条を第45条とし、第47条から第52条までを1条ずつ繰り上げる。

第53条中「第46条」を「第45条」に改め、同条を第52条とする。

第54条第1項中「第46条」を「第45条」に、「第8章及び第9章」を「第7章及び第8章」に改め、同項ただし書中「第68条第1項第3号」を「第67条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第8章及び第9章」を「第7章及び第8章」に、「第48条」を「第47条」に、「第46条第1号」を「第45条第1号」に、「第51条」を「第50条」に改め、同条を第53条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第55条を第54条とし、第56条を第55条とし、第57条を第56条とする。

第58条中「第10条第6項」を「第10条第5項」に、「第56条第2項」を「第55条第2項」に、「第61条」を「第60条」に改め、同条を第57条とし、第59条を第58条とする。

第60条中「第56条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第59条とし、第61条を第60条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第62条を第61条とし、第63条を第62条とする。

第64条中「第62条」を「第61条」に、「第46条」を「第45条」に改め、同条を第63条とする。

第65条第1項中「第62条」を「第61条」に改め、同条を第64条とする。

第66条中「第62条」を「第61条」に、「第63条」を「第62条」に、「第71条」を「第70条」に、「第64条」を「第63条」に、「第65条」を「第64条」に改め、同条を第65条とする。

第7章を第6章とする。

第8章中第67条を第66条とする。

第68条第1項第2号中「第55条第1項」を「第54条第1項」に改め、同条を第67条とし、第69条を第68条とし、第70条を第69条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第71条を第70条とし、第72条を第71条とする。

第 9 章を第 8 章とする。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 0 月 3 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第31号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

「

気	不	開放式	組込型	14kw 以下	1	1	1	1
体	燃		ろ・グリル					
燃	以		付こんろ・					

料 外		グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ							
		据置型レン ジ	2 1 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注		
		不 燃	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	1 4 k w 以下	8 0	0	—	0
				据置型レン ジ	2 1 k w 以下	8 0	0	—	0

を

「

気 体 燃	不 燃 以	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・	1 4 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注
-------------	-------------	-----	-------------------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------

」

料	外		グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ					
			据置型レン ジ	2 1 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注
不 燃	開放式		組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	1 4 k w 以下	8 0	0	—	0
			据置型レン ジ	2 1 k w 以下	8 0	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
		不	木炭を燃料とす	炭火焼き器	—	8	3	—

に

燃	るもの			0	0	0
---	-----	--	--	---	---	---

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の伊勢崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。